

2 会社設立時の株式の発行価額の制限の廃止

会社の設立に際して発行する株式の発行価額について、5万円を下回ることができない旨の制限が廃止された(旧法第166条第2項及び第168条ノ3の削除)。

3 株式の併合

(1) 株式の併合の手続

ア 1株当たりの純資産額が5万円以上でなければならぬとする制限が廃止されたことに伴い、株式の併合をすることができる場合を資本の減少等の一定の場合に限定していた旧法の規定が整理され(旧法第214条第1項の改正並びに第374条ノ15第2項、第374条ノ31第2項、第377条及び第416条第3項の削除)、会社は、株主総会の特別決議(法第313条)により株式を併合することができることとされた。この場合においては、取締役は、株主総会において株式の併合が必要な理由を開示しなければならないとされ、また、議案の要領は、株主総会の招集通知に記載しなければならないこととされた(法第214条第1項、第2項)。

資本の減少又は会社の分割若しくは合併と株式の併合とを手続上関連付ける規定がなくなったことから、資本の減少又は会社の分割若しくは合併と同時に株式の併合を行う場合であっても、法の規定に従って、それぞれ所定の手続を行うことになる。

イ 株式の併合をする場合に、株券提供公告並びに株主及び株主名簿に記載のある質権者に対する各別の通知が必要であることは、従前と同様である(法第215条)。

(2) 株式の併合による変更登記の取扱い

株式の併合による変更登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を証する書面のほか、株式併合の特別決議(法第343条)をした株主総会議事録(商登法第79条第1項)及び株券提供公告をしたことを証する書面(商登法第84条の2)を添付しなければならないことは、従前と同様である。

なお、(1)のアの改正により、資本の減少又は会社の分割若しくは合併に伴って株式の併合が行われることがなくなったため、資本の減少、会社の分割及び合併の登記の申請書の添付書面から商登法第84条の2の書面が削られた(商登法第87条、第89条の5第1項第7号、第89条の6第9号、第90条第5号、第91条第1号)。

(3) 経過措置

ア 法施行前に決議があった資本の減少については、なお従前の例によることとされた(改正法附則第18条)。法施行前に分割計画書若しくは分割契約書又は合併契約書が作成された会社の分割又は合併(分割に際して又は合併により株式を併合するものに限る。)については、旧法の関係規定は、なおその効力を有するものとされた(改正法附則第17条、第19条)。

イ 法施行前に決議をした株式会社の資本の減少又は会社の分割若しくは合併の登記の申請書の添付書類に関しては、なお従前の例によることとされた(整備法第42条)。